

鹿屋市環境改善実施要領（工事編）

（目的）

第1条 この要領は、建設現場において、時間外労働の上限規制が適用されたことに伴い、現場環境の改善を実施し、より一層魅力ある仕事、現場の創造に努めることを目的とする。

（対象工事）

第2条 対象となる工事は、本市が発注する全ての工事を対象とする。ただし、災害復旧の応急工事など緊急を要する工事は除くものとする。

（取組内容）

第3条 以下の取組事例を参考に、土日・深夜勤務等を抑制するために、工事現場環境の改善を行う。

(1) 依頼日・時間及び期限に関すること。

ア 休日・ノー残業デーの業務時間外に作業しなければならない期限を設定しない。

(2) 会議・打ち合わせに関すること。

ア 業務時間外に掛かるおそれのある打合せ開始時間の設定をしない（具体的な時間を設定）。

イ 打合せは、WEB会議等の活用を努めること。

(3) 業務時間外の連絡に関すること。

ア 業務時間外の連絡（ASP・メール等含む。）を行わない。

イ 受発注者間でノー残業デーを情報共有すること。

(4) その他について、受発注者間において確認の上、決定してもよい。

（進め方）

第4条 受注者によって、勤務時間、定時退社日などが異なることから、柔軟性をもった取組とすること。工事の進捗に差し支えないよう、スケジュール管理を適切に実施しつつ、取組を行うこと。

(1) 特記仕様書等への記載

全ての工事において、特記仕様書等に明記すること。

【特記仕様書記載例】

第〇条 工事の実施に当たっては、「鹿屋市環境改善実施要領（工事編）」に基づき、受発注者相互に協力し、取り組むものとする。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。